

## 「個別課題への適用」

### 〈事例Ⅰ〉 居所の決定

在宅の被後見人の家が老朽化して危険なため、施設への入居を説得するが、本人は住み慣れた自宅での生活にこだわっており、その話をすると怒って声を荒げる。

施設の内覧に本人と一緒に連れて行って本人の好みも聞くようにし、また、転居の話をする後見人、本人の聞き役になる人と、いろいろな立場の人から話をし、本人が一方向的に説得されていると感じないように配慮しているが、「説得」という意識で話をしてしまっているかもしれない。

#### I 問題の所在

〈事例Ⅰ〉には本人及び建物（自宅）に関する情報がないため、まず、いかなる事実に基づき「家が老朽化して危険」と評価されているのかを、建物と本人の双方から考える必要がある。経験上、この種の事案では、本人には認知症等の精神上的障害に加え、高齢による身体の衰えがあることが多く、建物は、耐用年数を超過して耐震・防火基準に適合せず、適切な修繕・管理もされていないことが多い。支援者らは、このような経験を踏まえて、本人には転倒等による不可逆的な身体障害のおそれが、建物には火災発生や不審者侵入のおそれがあると懸念し、リスクを考えて、本人に施設への入居を説得していると想定される。

しかし、意思決定支援という視点に立てば、支援者が漠然と危険を感じるだけで、「自宅からの退去」という重大な選択を本人に押しつけることは相当でない。そもそも、本人に対し「在宅」か「施設」かの比較検討を求めるだけでは意思決定支援として不十分であり、選択肢を本人に示して考えてもらう場合は、本人の生活歴や本人がどのような暮らしをしたいと思っているのかも考えた多種多様な選択肢があり得るはずである。また、「本人が自分で決める」という「本人中心主義」を実現するためには、判断の前提となるべき客観的な情報（「この家に住み続けることは難しい」と説明できる程度のもので足りる。）が、本人に理解できる形で分かりやすく提供されていなければならない。

そのため、支援チームは、プレミーティングまでに、本人への問い掛けのために必要な情報（本人の生活歴、嗜好、能力・資力、建物の現状、環境等）を収集し、共有する必要がある。その上で、支援チームは、プレミーティングで、本人への問

い掛けの方法（いかなるコミュニケーションの手法を用いて、いかなる情報を提供するか）を考えるとともに、当初の課題についての意思決定が実現不可能であった場合に、次の課題が何であり、その際、選択肢として何を提示できるかについても概括的な見通しを立てることが有用である。

とはいえ、準備段階であまりに情報を整理しすぎることには、チームミーティングを本人の希望や意思を引き出す方向ではなく、「支援者の価値観に基づいて良いとされるもの」に基づいて、本人をある方向に誘導してしまうおそれがある。支援チームは、チームミーティングでの問い掛けを通じて一つ一つ本人の意思を引き出し、確かめていく過程の中で、状況や必要に応じてプレミーティングを繰り返し、その次の課題や更なる選択肢を考えていくことになる。

## II 〈事例Ⅰ〉についての意思決定支援の手順について

### I 環境整備～支援チーム編成までの活動について

#### (1) 「居所の決定」は、「非日常生活上重要な決定」の典型例である

〈事例Ⅰ〉の課題について意思決定支援を行うためには、その前提として、「意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）ⅡⅠに定める「環境整備」の取組が必要である。

#### (2) 「意思決定支援」という観点からの情報収集

後見人等は、ガイドラインⅡⅡの活動及びその他の後見等事務を通じて、意思決定支援の課題を把握する時点では、本人が表明している意見や意思の疎通性などに関する情報を得ていると考えられるが、これらを含め、次のような情報も収集しておくことが有用である。

##### ① ガイドラインⅡⅡの活動を通じて得られた情報

- ア 本人の意思を引き出すために有効な方法
- イ 更なるエンパワメントの必要性
- ウ 本人の心身・判断能力、健康状態（日常生活能力）、生活歴

##### ② 後見等事務を通じて得られた情報<sup>1</sup>

- ア 後見等開始時における精神上的障害の程度（病名、検査結果等）
- イ 本人の財産額

---

<sup>1</sup> 後見人等は、後見等事務を通じて得た本人の情報をどこまで支援チームに提供することができるのかを検討しておく必要がある。

ウ 本人が課題に関連して話した内容（過去のエピソード、自分が大切にしてきたこと、自分がしたい暮らしへの思い等）

## 2 意思決定支援

### (1) 支援チームの編成（ガイドラインⅡ 3（1））

#### ① 〈事例Ⅰ〉の課題

本検討事案の主たる課題を本人に分かりやすい形で表現すると、「（周りの人から）この家で暮らすことは難しいと言われていますが、（あなたは）どうしますか？」となる（以下「第Ⅰの課題」という。）。

#### ② 本人への趣旨説明

本人に対し、本人の理解度に合わせて支援ミーティングの趣旨説明を行い、参加を依頼する。

プレミーティングには本人は必ずしも参加を要しないとされているが（ガイドラインⅡ 3（2）①ア）、本人が希望する場合は本人にも参加してもらう。

#### ③ 課題に応じたメンバーの選定

第Ⅰの課題に関する支援チームには、支援者の輪の構成員（キーパーソン、福祉・医療関係者、後見人等、親族等）だけでなく、「建築業者」「大家、管理人」「地域関係者（地域住民、民生委員）」等、「居所」や「建物」に特化したメンバーを選ぶことが望ましい場合がある。

ただし、「大家、管理人」や「近隣住民」の中には、内心、本人が居宅を退去することを望んでいる者もある。このような本人と利害が対立する者が、本人の意思決定支援に参加するのは望ましくないため、課題に応じたメンバーの選定に当たり、選定に当たる主たる支援者や後見人等は、候補者の情報を十分収集する必要がある。

また、「建築業者」等については、「建築の専門の人に入ってもらって、話を聞きましょう」などと本人にも確認しながら参加してもらうことになる。

### (2) プレミーティング（事前準備）

#### ① プレミーティングにおける基本的考え方

プレミーティングは、本人に対する意思決定支援のために、あらかじめチームで集まり、本人のニーズや置かれた状況等の情報を共有し、意思決定支援の基本原則の共通認識等を得るために開催される（ガイドラインⅡ 3（2））。意思決定支援の中心の活動はチームミーティングにあり、プレミーティングの段

階で本人についてのあらゆる多くの情報を共有してしまうと、意思決定支援が行われる前に、チームメンバー間で本人が意思決定する内容が無意識であってもあらかじめ想定されることになる可能性があるため、プレミーティングで共有される本人についての情報などは、必要な限度で基本的なものとするべきである。

チームミーティングでの本人の反応によっては、本人と直接対話するメンバーが、その場で本人に次の課題や選択肢を示していくことも考えられる。このため、支援チームとしては、プレミーティングの段階において、第1の課題に関連して建物及び本人の情報を整理するだけでなく、意思決定支援の流れによっては、その後の課題や更なる選択肢として何が現れてくるかについても、ある程度は共通の認識を持っておくことが肝要である。

② 本人の意思表示があった場合を想定した次の課題の検討（誘導、説得にならないことに配慮しつつ）

チームミーティングで第1の課題について意思決定支援を行った結果、仮に本人が「この家で暮らしたい」との意思を表明し、それが本人の真意であると確認されたとしても（第1の意思決定支援）、「建物が、現状等から合理的に判断して居住不可能である」と評価された場合には、本人の表明意思は客観的に実現不可能なものであったこととなる。

この場合、第1の意思決定支援は既に終了しているといえ、本人が表明した意思が実現不可能で、本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を与える場合には代行決定の検討に移行することが考えられるが（ガイドラインⅡ 4）、その前に、例えば、建物の安全性を確保することによって、本人の自宅への居住が可能となることも考えられ、こうした場合には、解決すべき別の課題（第2の課題）を設定するのが相当なことがあり得る（後記④イ B）参照）。支援チームとしては、①第2の課題があるかどうか検討し、②第2の課題があれば、代行決定の検討に移行する前に、本人に対する意思形成支援・意思表示支援・真意把握を行って本人の思いを聞き出し、③本人に更なる選択肢を示していくことになる（第2の意思決定支援）（後記(3)③ア B）参照）。

更なる選択肢も、本人の意向、嗜好、経歴等を考慮したものである必要があり、本人がチームミーティングで示した意向が、支援チームの想定と異なるものであった場合には、支援チームとしては、改めてプレミーティングを開いて検討することが求められる<sup>2</sup>。

③ 本人に関する情報の整理、共有

ア 本人に関する情報の整理、共有はなぜ必要か？

<sup>2</sup> チームミーティングの合間に、本人以外の支援メンバーで、次の課題や選択肢についてプレミーティングを行うことも考えられる。

支援チームは、チームミーティングにおいて、本人に適した問い掛けや情報提供を行うと同時に（意思決定支援）、本人の意思表示状況や支援チームの本人に対する支援内容等についての情報も集めておき、後に意思決定能力評価が行われるときに備える。プレミーティングにおいて、本人の人となりがある程度理解しておくことが有用である。しかし、事前に収集した情報に基づいて本人の回答や反応を予測し、先回りして選択肢を準備しすぎると、本人の選択の余地を失わせることになる。まず本人を受け入れるという姿勢が大切である。

イ 本人に関する情報として、どのようなものがあるか。

次に、〈事例1〉についての本人について収集されるべき情報を記載する。これらの情報はプレミーティングにおいてメンバー間で全て共有すべきということではなく、このうち必要な最低限度のものが共有されれば足り、その他の情報はチームミーティングにおいて、必要に応じてメンバーに示されることでよい（④の建物に関する情報の整理、共有についても同じ配慮がされるべき）。

A) 周囲の支援者又は本人が語るそれまでのエピソード（例えば）

- ・ 室内での喫煙がやめられない。
- ・ 話し好きで周りの人とよく話をする。
- ・ 気に入らないことがあると声を荒げる。
- ・ 夏場の暑い日に、エアコンを使用しないでいて脱水症状を起こした。

B) その時点における日常生活能力の程度（例えば）

- ・ 本人ができること、支援が必要なこと。
- ・ 週何回、何時間ヘルパーがいれば、どの程度のことができるか。

C) 精神能力<sup>3</sup>の状況（例えば）

- ・ 治療状況（診療科、通院頻度）
- ・ 直近の客観的指標（長谷川式知能評価スケール改訂版、MMSE（ミニメンタルステート検査）、CT、MRI検査等）
- ・ 医療関係者による最近の評価（診断、コメント等）

④ 建物に関する情報の整理、共有（建物の安全性判断について）

建物が「現状等から合理的に判断して居住可能と評価できるか」どうかは、次のとおり、その後の意思決定支援の流れに大きな影響を及ぼす要因で

---

<sup>3</sup> 意思決定能力の評価においては、主たる判断要素は本人の発言や反応とチームがどのような支援をしたかであり、医学的な指標や診断は補助的な要素にとどまる。この種の情報は、チームメンバー間の共通の認識を図るために確認されるものであり、準備段階で能力評価を先取りすることがないようにする。

ある（〈事例1〉では、さらに、補修可能か否かによる金銭面の検討も課題になってくる。）。

#### ア 安全性判断の根拠

建物が居住可能かどうかの最終的判断は、建築の専門家による評価や意見（場合によっては鑑定）に基づいて行う。

#### イ 建物の安全性レベルとその後の流れ

建物の安全性によって、その後の課題及び選択肢は、おおむね、次のように変化する。

##### A) その建物は構造上通常有すべき安全性を備えていない<sup>4</sup>。（フローチャート㉞）

本人の能力、資力に関わらず、「その建物に住み続ける」という選択肢はない。次に本人に意思決定してもらう課題としては、「どのようなところで暮らしたいですか？」となり、選択肢としては、これまでに得られた本人の思いや生活歴などを反映したものとして、「別の家を借りて住む」、「特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、グループホーム等の施設で暮らす」等が考えられる。

##### B) その建物は補強補修すれば居住可能と判断される<sup>5</sup>。（フローチャート㉟）

壊れた部分の補修工事や段差解消のリフォーム工事等をすれば、本人の能力（理解力、日常生活能力）によっては、在宅で安全に生活し続けることが可能である。次に本人に意思決定してもらう課題としては、「補強、補修して暮らしますか？」となり、選択肢としては、補強、補修工事をするか否か、工事をする場合には費用を払うか、又は払えるかが想定される。これらの課題が具体化した段階で、建物については工事費用、家財の再調達費用、廃棄物処理費用等の見積り等が検討され、本人については本人財産額（補修・リフォーム費用を支出可能か？）や、金銭に対する本人の意識（エピソード、支出意思等）が検討されることになる。

##### C) 建物は現状で居住可能である。（フローチャート㊱）

<sup>4</sup> 「ちょっとした地震程度で倒壊するおそれがある」など、補修しても住めない場合をいう。

<sup>5</sup> 「雨漏りがする」「壁が剥がれている」「床が傾いている」など一部が壊れている場合や、「段差が多い」「階段の幅が狭く傾斜も大きい」「通路が暗くて狭い」等、古い木造建物によくみられる不具合（古い家具や荷物が家中にあふれかえっている場合も多い。）があるため、身体能力が衰えた高齢者には転倒の危険がある場合などが考えられる。

本人の表明意思が「この家で暮らす」であれば、その時点で、〈事例 1〉における意思決定支援は終了する。

⑤ 本人に対する情報提供の方法を考える

ア 本人にイメージを持ってもらうため、具体的エピソードを積み上げる。

イ 建物の現状（危険性、修繕可能性等）を雨漏りや破損の写真、鑑定結果等により視覚化して示す<sup>6</sup>。

ウ 本人と長年付き合いがあり、本人が親しみを抱いている者（近隣住民、友人等）から話してもらうことも検討する。ただし、こうした者が同席し発言することが本人に大きな影響を与える可能性が高いことに配慮して、その要否や人選を慎重に検討する必要がある。また、発言してもらう場合は、プレミーティングで共有化されるチームミーティングのルールや本人の他者への依存的特性などに配慮して発言してもらうよう留意する。

エ 質問の方法を考える。できるだけ「Yes-No」の答えにならないオープンな質問形式を用いて、本人に自分の気持ちを表明してもらう。

オ 次の課題についての意思決定支援に進む場合に備えて、本人の特性を考慮しつつ、別の家や施設のチラシ、パンフレットを用意する。見学や体験入所の準備もする。

---

<sup>6</sup> ただし、本人に対しては視覚化された内容から感じることを、思うことを聴くだけであり、「危険と感じないか」など一定の意見を前提とした質問はすべきでない。

### (3) チームミーティング

#### ① 本人への問い掛け

〈事例Ⅰ〉では、本人は「住み慣れた自宅での生活にこだわっており、その話をすると怒って声を荒げ」ており、既に、「このまま自宅に住み続けたい」との意思を決定、表明しているように見える。しかし、支援チームは、ガイドラインⅡ3(3)①アのとおり、色々な方向から本人に働き掛けて真意を引き出すとともに、その意思表示に至った理由や過程を聞き取り、本人が真にこだわっているのは何であるかを確認する。

#### ② 〈事例Ⅰ〉における本人への問い掛け、説明の例

ア 建物が老朽化していることを、雨漏りや傾きの現場や写真を示して説明する。

- ・ 「この建物えらい年季入っていますけど、〇〇さんはここに何年住んでいるんですか？」
- ・ (場所を示しながら)「ここは穴が開いているけど、風が入りませんか」「段差があるけど、つまずいたことはないですか」

イ 居住年数、家族構成、本人の思い出、生活歴等を尋ねる<sup>7</sup>。

ウ 「なぜこの家に住みたいのか」「こだわりは何か」を知るために、色々な角度<sup>8</sup>から問い掛ける。

- ・ 一人で過ごすことが好きか？夜一人で不安はないか？心配事は何か？
- ・ 風呂はどのくらい入っているか？食事や服薬で困っていないか？
- ・ 趣味は何か？何をしているときが楽しいか？何かしたいことはないか？
- ・ どのような場所であれば安心するか？

エ 本人の健康状態についても質問する。

この家を離れたらどういう生活になるのかということの説明もする。

#### ③ 本人が表明した意思を読み取る。

ア チームミーティングでも、本人は「家を離れたくない」「この家で暮らしたい」と述べた(第Ⅰの表明意思)。

<sup>7</sup> できるだけ本人から自分の思いを語ってもらうために、細かいことも聞き出す。

<sup>8</sup> 本人が現状で困っていること、本人がどのような生活を望んでいるかなども含まれる。

A) 第1の表明意思が本人の真意であるかどうか、更に確認する。

表明意思は、これまで本人が示していた意思と合致しており、本人の真意である可能性が高い。そこで、同じ方法のみで問い掛けるのではなく、更に質問を投げかけて確かめた後、本人の在宅での生活が実現できるかどうかの検討（意思実現支援）に移る。

B) 第1の表明意思がそのままでは実現不可能である場合（次の課題の検討）

本人にそのことを説明した上で、第2の課題を決めるための意思形成支援・意思表示支援・真意把握に移る。第1の課題が実現不可能であるからとして直ちに代行決定の検討に移るのではなく、本人の特性に配慮しつつ、情報提供や問い掛けを続けることにより、本人が自分の暮らしについてどんな希望を持っているのかを聞き、本人の希望、思いが表明されれば、本人の希望と調整できる方向で第2の課題を探る<sup>9</sup>。

意思形成支援・意思表示支援・真意把握によって第2の課題が決定すれば、第1の課題と同様に、問い掛け、表明意思の読み取りを行って第2の意思決定支援に移る（フローチャート参照）。

イ 家と施設のどちらがいいか、時間帯、日にち、尋ねる相手によって変わる。

第1の課題についての本人の意思決定の内容がはっきりしないと考えられるので、意思形成支援・意思表示支援・真意把握として、更なる情報提供や問い掛けを続け、本人がどんな真意を持っているのかを引き出す。意思形成支援・意思表示支援・真意把握によって本人の真意が表明されれば、意思実現支援に移る。こうして表明した意思の実現がそのままでは実現不可能である場合は、それと調整できる方向での選択肢を検討して次に第2の課題を決め、第2の課題について意思決定支援を行う。その後の流れはアと同じ。

ウ 話をはぐらかしたりして、「考えたくない」のか「考えられない」のか不明である。

本人が第1の課題について意思を決定しているかどうかははっきりしない。このような場合、本人は、それまでの日常生活上の意思決定で「自分で決める

---

<sup>9</sup> 本人が「両親との楽しい思い出があるので引っ越したくない」と述べた場合には、「両親が愛用していたタンスも一緒に引っ越してはどうか?」「引っ越す前に写真を撮ってはどうか?」などの選択肢が考えられる。これを踏まえて、本人から「自宅を出る」との意思が示されれば、「どんな住居に移るか?」を次の課題として、更に本人への問い掛けや説明が続けられる。

力」を獲得しておらず（＝エンパワメントされていない。）、自分でもどう決めてよいのか分からない可能性がある。

このような場合には、まず意思形成支援を行い、引き続き意思表示支援を行うことになるが、〈事例Ⅰ〉のように社会生活上重要な決定を迫られる場合においては、一定の期限までに結論を出す必要がある場合もあり、意思形成支援の途中で時間切れになる場合もあり得る。

#### (4) 意思決定能力の判定

本人が自分の意思を表明していれば（上記（3）③アの本人による第Ⅰの表明意思）、本人には意思決定能力があると考えられる。

チームで意思決定支援を尽くしても本人の意思決定の内容がはっきりしない場合（上記イの場合）や本人が意思決定しているかどうかはっきりしない場合（上記ウの場合）には、意思決定能力の検討を行うことになる。検討の結果、意思決定能力がないと判定されれば代行決定への移行が検討されることになる。

意思決定能力がないとはいえない（意思決定能力の存在が推定されているので、ないと判定されない限り、意思決定能力は存在することが推定されている。）と判定されれば、意思決定支援はなお続けられることになる。

なお、意思決定能力があると考えられる場合でも、本人の表明した意思が客観的に実現不可能である場合などにおいて、これを実現しようとする本人に見過ごすことのできない重大な影響を与える場合には代行決定への移行が検討される（ガイドラインⅡ 4（2））。

### 3 代行決定

#### (1) 代行決定に進むべき場合

① 代行決定は、(a) あらゆる実行可能な方法を尽くして意思決定支援をしたが、本人から意思表示を得られず、本人の意思決定能力判定を行った結果、意思決定能力がないと判定された場合、(b) 本人が表明した意思を実現すると本人に見過ごすことのできない重大な影響を与える場合、又は(c) 本人が表明した意思を実現すると第三者の権利を侵害する場合（ガイドラインⅡ 4 (2)）に検討することになる。

② 本人に意思決定能力がないと判定される場合（上記(a)）について  
全ての人には意思決定能力があると推定されるとの原則からすると、できる限り本人の意思表示が得られるような方策を尽くすべきであり、そのような過程を経ないまま、安易に、本人の意思表示が得られなかったことのみから、①に当たると判断してはならない。

③ 本人の表明意思の実現が本人に見過ごすことのできない重大な影響を与える場合（上記(b)）について

「見過ごすことのできない重大な影響」の有無は、支援者の主観的な判断だけで決定することはできない。次の3つの考慮要素として判断すべきである。

- ア 本人の意思表示内容が、本人の生命身体の安全または経済的安定を明らかに害し、尊厳のある本人らしい生活ができなくなること
- イ その重大な影響が一旦発生すると、本人に回復できない損失、被害が発生すること
- ウ その重大な影響が発生することがほぼ間違いないと考えられること

上記のア～ウの事情をすべて満たす場合に、見過ごすことのできない重大な影響があるものとして、代行決定への移行を検討することができる。

例えば、〈事例1〉では、建築の専門家による評価や意見によると、本人が住むことを希望している家（自宅）が構造上通常有すべき安全性を備えておらず、地震等により倒壊のおそれがあることが確実視されている場合には、住むこと自体が危険であって本人の生命身体の安全を明らかに害し（上記ア）、本人の生命身体に回復できない損失、被害が生じることが確実である（上記イ、ウ）場合が「見過ごすことのできない重大な影響」を与える場合に当たり、代行決定への意向を検討することになると考えられる。

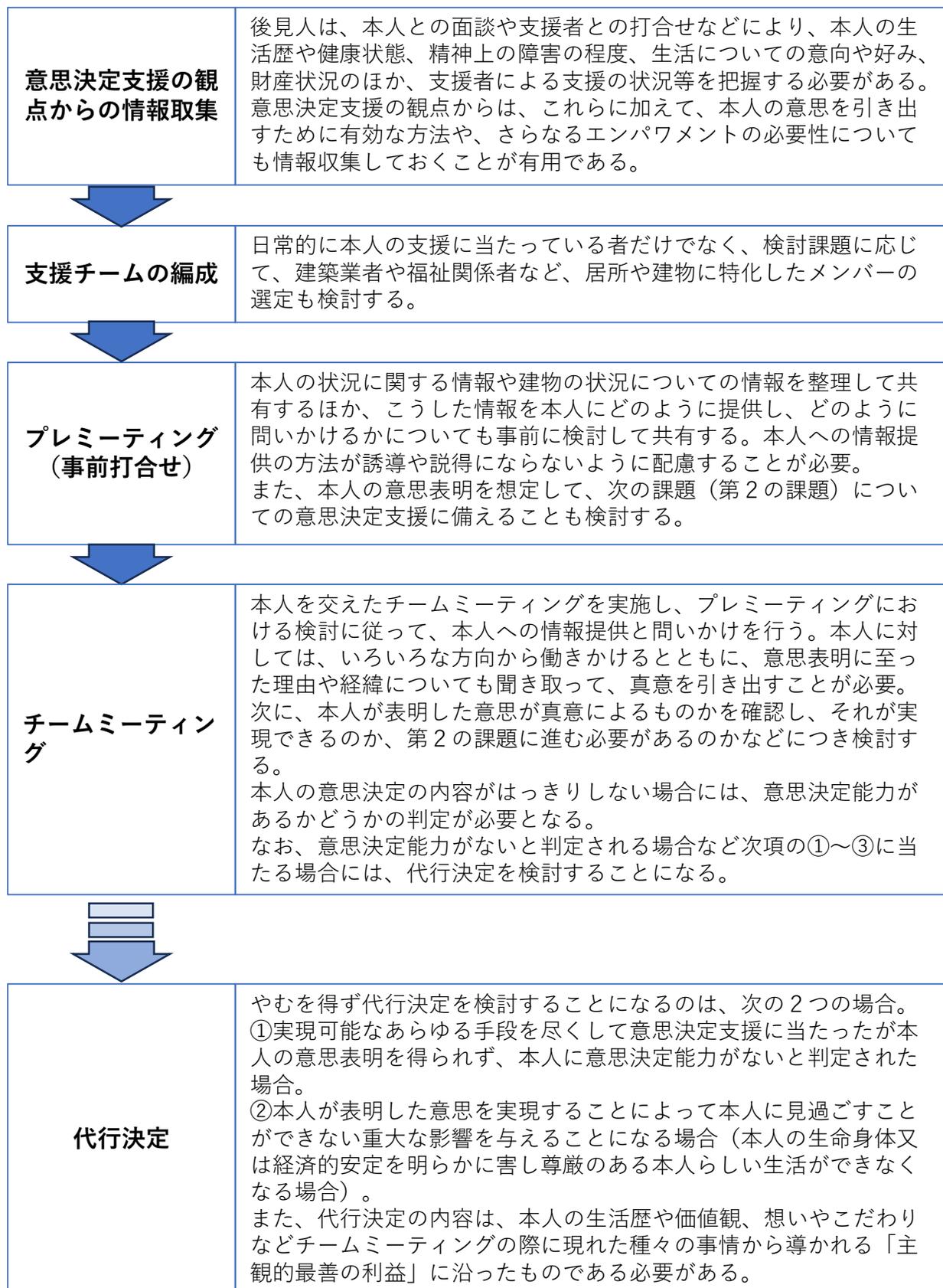
## (2) 代行決定の内容について（主観的最善の利益）

代行決定の内容は、本人の意向、感情、価値観等に基づく最善の利益、すなわち主観的最善の利益に基づいて検討する。主観的最善の利益を判断するための事情は、意思決定支援のための準備、特にチームミーティングが適切に行われていれば、既に表れているはずである。例えば、〈事例1〉において代行決定が必要な場合、「主観的最善の利益」を判断すべき事情としては、どのようなところで暮らしたいかについての本人の思い、価値観、地域性、こだわり、人との関係性、住まいについての情報を提供された場合の本人の反応などを挙げることができる。いずれもチームミーティングの中で出ている事情であるが、改めてこれらの事情に基づいて、代行決定の内容を「主観的最善の利益」という観点から検討する。

本人がこの家で暮らしたいという思いを述べているとしても、本人にとっての主観的最善の利益はこの家で暮らすことに限られるのではなく、この家に関わる本人の思い出、生活歴、本人が表明している「自分はどのような暮らしをしたいのか」ということなどを本人の希望、思いとして評価し、これに添って考えた場合に本人にとって最善と考えられる暮らしはどのようなことかという観点から考えることになる。その際に支援者が気をつけなければならないことは、本人の思いや意思とは関わりなく、支援者の価値観から本人はこうするのがよいと考え、これに従った代行決定（客観的最善の利益に基づく代行決定）をしないことであり、注意が必要である。

以上

## 〈事例1〉における意思決定支援のための手順のまとめ



＜事例1＞における意思決定支援のフローチャート

※すべての手順を網羅しているものではない。

